

## 利益相反管理方針

株式会社池田泉州ホールディングス、およびそのグループ会社(以下、総称して「当グループ」といいます。)は、次のとおり利益相反管理方針を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益を不当に害することがないように、万全をつくしてまいります。

### 1. 利益相反

利益相反とは、お客さまの利益と当グループの利益、又は当グループが義務を負っている複数のお客さま間の利益が、競合・対立する状況等をいいます。こうした利益相反は金融コングロマリット化の進展や多種多様な金融取引によって日常的に生じておりますが、当グループ内の利益相反による弊害を防止するため、適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築してまいります。

### 2. 利益相反による弊害のおそれがある取引等の特定

当グループは、以下に掲げる状況が発生しやすい業務を中心に、特に管理が必要な業務等(以下、「管理対象業務」といいます。)を予め特定します。そして、これらの管理対象業務を遂行する場合に生じる、利益相反の弊害のおそれがある取引等について、レピュテーション(風評)・リスクにも留意し、重点的に管理を行います。

- ①当グループがお客さまへ助言業務を提供している場合等、お客さまが自身の利益が優先されると合理的な期待を抱かれる状況
- ②当グループがお客さまとの取引で得た情報を利用することにより、市場等で不当に利益を上げるおそれが高い状況
- ③当グループとお客さまとの取引に伴い、レピュテーション・リスクが生じるおそれの高い状況

管理対象業務の代表例は、以下の通りです。

M&Aに関する業務	資産・債権流動化に関する業務	シンジケート
トローンに関する業務	プリンシパルインベストメントに関する業務	
株式・債券引受に関する業務	社債管理に関する業務	

### 3. 利益相反管理の対応を要する会社

当グループのうち、管理対象業務を行う会社を、利益相反管理の対応を要する

会社とし、管理体制を整備いたします。

対象となる会社の代表例は、以下の通りです。

株式会社池田泉州銀行

池田泉州T T証券株式会社

#### 4. 利益相反の管理体制

当グループでは、法令上利益相反管理体制整備義務を負う会社に利益相反を管理・統括する部署を設置し、利益相反を一元的に管理いたします。

また、利益相反の管理に関する法令その他の規範を遵守し、態勢整備を継続的に行ってまいります。

#### 5. 利益相反の管理方法

当グループは、以下に掲げる方法を適切に組み合わせること等により、利益相反による弊害を防止し、お客さまの利益を不当に害することがないように取り組んでまいります。

- ①利益相反による弊害のおそれのある取引を行う部門（会社）を他の部門（会社）から分離する方法
- ②利益相反による弊害のおそれのある取引の一方又は双方の条件又は方法を変更する方法
- ③利益相反による弊害のおそれのある取引の一方を中止する方法
- ④利益相反による弊害のおそれがあることをお客さまに開示する方法

以上